

平成19年2月
警察庁

遺失物法施行令案に対する意見の募集結果について

警察庁において、遺失物法施行令案に対する意見の募集を行ったところ、2件の御意見を頂きました。

遺失物法施行令が2月9日に公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名
遺失物法施行令

2 命令等の案を公示した日
平成18年12月8日

3 御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 参考

頂いた御意見の総数 2件

（内訳）

電子メール 1件

F A X 0件

郵 送 1件

遺失物法施行令案に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

(1) 警察署長が売却をすることができる物（第3条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>特例施設占有者が遺失物法第20条第2項に基づき売却することができる物件については、遺失物法施行令案に規定されている物件だけでは不十分であり、</p> <p>傘以外の雨具 帽子 メガネ・サングラス 化粧用小物道具・その他の身の回り品 玩具 文房具 食品 使い捨てカメラ・カメラケース 上記 ~ 以外の雑貨及び小物類 についても規定すべきである。</p>	<p>遺失物法第9条第2項第1号の政令で定めるものについては、物件の保管に多大な費用又は手数を要する物件であって、大量に取り扱われるために個々の価格算定が困難な物件を規定することとしたものです。</p> <p>具体的には、取扱件数が多く、保管に多大な場所等を要する物件を規定することとし、「傘」(約430,000件(平成16年中の4か月間(1、4、7、10月)に全国の警察に差し出された物件の総件数。以下の件数も同じ。))「衣服」(約220,000件)、「ハンカチ、マフラー、ネクタイ、ベルトその他衣服と共に身に着ける繊維製品又は皮革製品」(約120,000件)「履物」(約10,000件)及び「自転車」(約28,000件)を規定したものです。</p> <p>については、雨衣は「衣服」に含まれると考えています。</p> <p>については、「衣服」に含まれると考えています。</p> <p>及びについては、めがね類は約47,000件、趣味・娯楽用品は約48,000件、文具類は約15,000件ですが、個々の物件の体積が小さいことから、保管に多大な場所等を要するとは言えないと考えています。</p> <p>については、化粧品は約7,200件であり、件数が多いとは言えず、また、個々の物件の体積は小さいことから、保管に多大な場所等を有するとは言えないと考えています。</p> <p>については、食品類は約8,700件であり、件数が多いとは言えず、また、滅失し、又は毀損するおそれがあるときは、遺失物法第20条第1項の規定により売却すること</p>

	<p>ができます。</p> <p>については、カメラ類（一眼レフカメラ、デジタルカメラ等を含む。）は約8,500件であり、件数が多いとは言えず、また、使い捨てカメラやカメラケースについては、個々の物件の体積は小さいことから、保管に多大な場所等を要するとは言えないと考えています。</p> <p>のうち、その他の身の回り品及びについては、示す内容があいまいとなるような規定は適切ではないと考えています。</p>
<p>「衣服」及び「ハンカチ、マフラー、ネクタイ、ベルト、その他衣服と共に身に着ける繊維製品又は皮革製品」を売却する場合は、売却につき買受人がないおそれがあること、汚れている可能性があること等から、値札やラベルが付いた新品若しくは未使用品又はクリーニングしたものに限りべきである。</p>	<p>売却につき買受人がないとき等は、廃棄その他の処分をすることとなります（遺失物法第10条）。</p> <p>なお、中古品を売却又は処分する場合には、それが中古品である旨を明示することを考えています。</p>

(2) 警察署長が行う提出を受けた物件の処分方法（第4条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>所有者が判明している自転車は、廃棄その他の処分をするのではなく所有者に返却すべきである。</p>	<p>物件の所有者が判明しているときは、所有者に返還することとなります。</p> <p>なお、物件の処分は、公告の日から2週間以内にその遺失者が判明しない場合において、その売却につき買受人がないとき等に行うことができることとされております（遺失物法第10条）。</p>